

俗耳談

市川寬齋口話
加藤九敏筆

三篇卷二

特別
15
1420
7



門 457
號 1420
巻 7

信耳談三編卷之二



藤浪氏藏



加藤元敏 筆

一人の田舎浦の文と評し曰佳最と著るその旨は申
一一人の田舎浦の文と評し曰佳最と著るその旨は申
一一人の田舎浦の文と評し曰佳最と著るその旨は申
一一人の田舎浦の文と評し曰佳最と著るその旨は申
一一人の田舎浦の文と評し曰佳最と著るその旨は申
一一人の田舎浦の文と評し曰佳最と著るその旨は申
一一人の田舎浦の文と評し曰佳最と著るその旨は申
一一人の田舎浦の文と評し曰佳最と著るその旨は申
一一人の田舎浦の文と評し曰佳最と著るその旨は申
一一人の田舎浦の文と評し曰佳最と著るその旨は申

昭和二八年
二月二四日
購求

故に欲をまきつりやあるは高貴にけ欲がとるは活計なり
これよりいへば 錢申孟子曰民恒の産ありと云は恒乃
らや 莊子曰 錢財積まざるは貧夫憂ふ是も積む不
く 養生のむす 故に欲をこれに欲をれしむるは人
しむるより他 佳福の無きは他 財の欲を欲す
而高貴のまきつり 高貴にけ金財と先より 他の欲なき
むす故に好む曰大欲はは欲を無き

一人の性質の貧富ありて守節即ち一人は
富りの既饒にして今日何と欲を人故に富の心

あはしむ故にうらやまき 淮南子 説林訓曰人有
盗而富者富者未必盗 術廉而貧者貧者未必廉
は 他人の性を知らずして

一首世をいひて 三十三の世ありて但慢
一人ありて 世をいひて 見武家の根え 同三十三の世
は 曰某未んくありて 亦人の世に定むるは
きよ武家なる多に 首の三十三の世ありて 首世を
二の世ありて 三十三の世ありて 三十三の世ありて
と 世をいひて 申す 世の一人ありて 一人ありて

奥山に相傳ふる曰聯山より曰これ花柳の如きの
題ふらんを初とむるやまゝいふるをわが末にうらや

一 續無名抄云仙洞と云ふ名標とけしとらうらうらあつて
まこと公家底のちも傳ふ仙洞と云ふ名は資慶

卿傳ふる其抄にけしとらうらうらあつて
抄のまゝつけしとらうらと考ふて採るべきと

並行するともありし和禮家法あり

一 同海邊と傳ふ曰やうれい海のまゝいふとよめる人
あつて抄の記す所とてまゝいふとけしといふ

曰凡邊といふ傳といひは海といふは海といふ

まゝいふとらうらといふは海といふは海といふ

あつてとらう浦字に書き水濱といふは濱の注水際にて

あつてとらう浦といふは海といふは海といふ

一 標上と好む人此の抄に記す一亦完ふと云ふと云ふ人

とつとらうとらう續日本紀天平十年七月左兵庫少

屬従八位下大伴宿禰子虫以刀斫殺右兵庫頭

外従五位下中臣宮処連東人初子虫事長屋王

頗蒙恩遇至是適与東人任於此察政事之隙相

共圍碁語及長屋王憤登而罵遂引劔斫而殺之
東人即誣告長屋王事之人也又著聞集十五載
淨賢法師のりるる乞何果と云を言ふ奴女と云り
是と教へて方へ出せりてと云り 注し又今昔物語
婿男双と云り口偏と云人と押つて是之大小の
女三人春楯と云りて之等の取と云り と云り又中
華一申と云り漢孝文時吳太子入見得侍皇太子飲
博太子引博局提吳太子教之吳王申是怨望大
和漢の申宣以云り情事と云り也んや

一 日和の二字華語未見似和の字のらるるをてありしと滑
書王腹傳ハ止風反響故而和露これ木の字いり
申る日和連と云るものや

一 正月寅と二月卯と三月辰と四月巳と五月午と六月未と七月申と八月酉と九月戌と十月亥と十一月子と十二月丑と皆北斗の
柄の指す方についといふる鶡冠子云斗柄東指而天
下知春也れも此ますところい何所よりと云る正月
三十日寅の方かすところ辰と子刻より亥刻まで
轉く頃也マヤと云る即今時少上天官書曰
用昏建者杓、自自華以西南夜半建者衡、殷

へ記すありしに、いふに、定かたしとて、故に、たて、安と
し、し、今、いふ、お、記、し、他、又、い、し、の、あ、し、

一 三月の比、蛙の鳴く、夜、**蛙歌**と、い、し、子、蛙、の、目、と、い、し、
新、次、の、比、支、後、の、あ、つ、と、い、し、の、目、と、い、し、
小、月、の、蛙、の、あ、つ、と、い、し、**吾、如、列、の、依、又、物、の、目、と、い、し、**
わ、り、

一 どの、京、師、の、**高、碓、**の、き、と、齋、來、て、齋、の、歌、人、と、言、牛、の、
あ、つ、と、い、し、**こ、と、い、し、**、**こ、と、い、し、**、**こ、と、い、し、**
齋、の、あ、つ、と、い、し、**こ、と、い、し、**、**こ、と、い、し、**、**こ、と、い、し、**

